

今年は、 「議員改選」 の年です。

定数100名
任期3年

商工会議所の議員選挙は公職選挙法による選挙とは異なり、選挙の方法、選挙権票数などにおいて違いがありますので、会員の皆さまは趣旨をご理解いただき、議員改選が円滑に行われますようご協力をお願い申し上げます。

議員は商工業者の代表

福井商工会議所の議員は、約6150会員の中から選ばれた代表の100名の方々に任期は3年となっています。国が制定した『商工会議所法』により会員事業所の中から選出されます。議員は商工業者を代表して商工会議所の事業運営に関わり、商工業の振興と地域社会の発展にご尽力いただく重要な役割を担っています。

令和7年10月末をもって現議員が任期満了となり、議員改選が行われます。会員の代表として、広く商工業者の意見を反映できるように、幅広い業種からバランスのとれた議員構成とするため、1号議員、2号議員、3号議員の種別が設けられています。選出が終われば議員は全て同一の資格となります。

選挙権の行使について

会員は会費の級数によって複数の選挙権を持ちます。特定商工業者の場合は、負担金を納付

することにより選挙権を1票得ることができます。

選挙権は、投票日前に配布される入場券に記名捺印することにより、他の会員に委任することができません。また、複数の会員に、入場券を分割して選挙権を委任することも可能です。

なお、現会員の皆様には、7月中に、「1号議員選挙投票権数に関するお知らせ」をお送りいたします。

投票と当選について

1号議員の立候補者が50名を超えた場合は、10月20日に投票が行われます。

10月上旬に配布される選挙入場券の枚数と同数の投票用紙をもって、投票を行っていただきます。ただし、投票日前に第三者に選挙権を全て委任させた会員、特定商工業者は、投票に参加することはできません。

投票された票は開票され、当選議員を確定します。ただし、1号議員の定数をもって有効投票総数を除して得た数の5分の

1以上の得票がなければ当選となりません。

9月19日に1号議員の立候補届出を締め切り、立候補者の総数が定員を超えない場合は、選挙入場券の配布や投票はありません。（無投票当選）

投票できる方は

【会員の場合】

令和7年度の会費を9月末日までに完納していること。会員であっても年会費を完納していない場合、選挙権はありません。

【新入会員の場合】

選挙権が行使できる新入会員の入会は8月29日をもって締め切ります。それ以降入会の新入会員については選挙権はありませんのでご注意ください。

【特定商工業者の場合】

当所会員以外の特定商工業者の場合、令和7年度の負担金を9月末日までに納付することにより、1号議員の選挙権1票を得ることができます。

※特定商工業者の説明は次ページをご覧ください。

議員改選のご案内

令和7年度 議員選挙日程

7月	1日(火)	選挙委員会を設置し選挙事務を開始
8月	18日(月)	議員選挙公告『告示第1号』
	〃	1号議員立候補届出開始日
	29日(金)	新入会員入会締め切り
9月	1日(月)	会頭選任3号議員の決定
	〃	2号議員の各部会割り当て数の決定
	2日(火)	3号議員決定公告『告示第2号』
	11日(木)～ 16日(火)	2号議員選任のための各部会会議
	17日(水)	2号議員選任決定公告『告示第3号』
	19日(金)	1号議員立候補届出締切日(16時)
	〃	1号議員立候補辞退届出締切日(16時)
	〃	1号議員立候補公告『告示第4号』(※)

※同日、立候補者が確定し、その数が定数を超えた場合には選挙入場券の配布を10月上旬に行います。定数以内の場合は配布いたしません。

10月	1日(水)	選挙人名簿調整日
	2日(木)～ 6日(月)	選挙人名簿の縦覧
	14日(火)	選挙人名簿確定日
	20日(月)	議員選挙投票日(9時～16時)
	21日(火)	開票日(9時より)
	〃	当選人決定通知
	〃	1号議員決定公告『告示第5号』
	〃	議員総会召集通知
11月	4日(火)	臨時議員総会

議員の種別

1号議員《定数 50 名》

会員及び特定商工業者の投票によって会員の中から選出する議員

会員及び特定商工業者の投票によって、会員の中から選出された議員です。『人が人を選ぶ』公職選挙とは異なり『企業が企業を選ぶ』特別な選挙として位置付けられています。

2号議員《定数 35 名》

業種別の部会が部会員から選出する議員

商工会議所は地域経済の総合的な発展を図るという使命があることから、幅広い業種の中から選出されるのが望ましく、この趣旨を実現するために実施されるのが2号議員の選任です。

当所の会員は業種別の各部会のいずれかに必ず所属しています。(44、45 ページ参照) 2号議員は各部会会議の議決をもって選任されます。会員は所属部会の会議において、選任権1票をもって権利の行使を行います。左表のとおり、9月11日(木)、12日(金)、16日(火)の3日間で各部会毎に開催されます。

3号議員《定数 15 名》

会頭が会員の中から常議員会の承認を得て選任する議員

会頭が会員の中から常議員会の承認を得て選任した議員で、あらゆる業種、業態、地域等を網羅し総合的な見地から選ばれます。当所の場合、3号議員は1号議員、2号議員に先立って選任されます。

特定商工業者とは

6カ月以上引き続き福井市内に営業所・事務所・工場などを有する商工業者のうち、次のいずれかに該当する方は、商工会議所法により特定商工業者に指定されます。

- ① 資本金額または払込済出資総額が300万円以上である方
 - ② 常時使用する従業員数が20人以上(商業またはサービス業の場合は5人以上)の方
- ※特定商工業者の方は、法定台帳の提出と負担金3000円の納付が必要になります

会費の納入は忘れなく

本年度は議員改選の年のため、2期分会費の請求は例年より1カ月早まり、8月下旬になります。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
福井商工会議所 総務・経理課

TEL 0776(33)8250